



様式第 4 号(第 7 条関係)

江衛土指令第 6-28 号

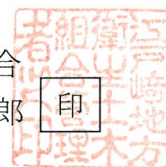
一般廃棄物収集運搬業許可証

住所 茨城県守谷市本町 4245 番地の 4
氏名 株式会社 梅木商会
代表取締役 梅木伸治
電話番号 0297 (27) 2322

令和 6 年 1 1 月 6 日付けで申請のあったことについては、江戸崎地方衛生土木組合
廃棄物処理及び清掃に関する条例第 1 0 条第 1 項の規定により下記のとおり許可す
る。

令和 6 年 1 1 月 1 5 日

江戸崎地方衛生土木組合
管 理 者 寛 信 太 郎



営業の所在地	茨城県守谷市本町 4245 番地の 4
営業所の名称	株式会社 梅木商会
取扱一般廃棄物	可燃ごみ
事 業 内 容	収集運搬
営 業 の 区 域	稲敷市
許 可 期 間	令和 6 年 1 2 月 1 日から令和 8 年 1 1 月 3 0 日まで
許 可 条 件	1 収集運搬後に発生した廃棄物は、株式会社東海クリーンに運搬し、処理する。 2 許可業者は、管理者が定める廃棄物の処理に関する規則及び指導要項等を遵守すること。 3 本条件に定めるもののほか、関係法令等に違反する行為があった場合は、許可の取消し又は停止を命ずることがある。



様式第9号(第11条関係)

小美玉環境指令第47号

一般廃棄物処理業許可証

住 所 茨城県守谷市本町4245番地の4
氏 名 株式会社 梅木商会
代表取締役 梅木 伸治

令和6年2月7日付けで申請のあった一般廃棄物処理業について、小美玉市廃棄物の減量及び処理に関する条例第17条の規定により、次のとおり許可します。

令和6年2月22日

小美玉市長 島田 幸三



営 業 所 の 所 在 地	茨城県常総市大塚戸町135番地1
営 業 所 の 名 称	株式会社 梅木商会
取 扱 廃 棄 物 の 種 類	ごみ
収 集 , 運 搬 及 び 処 分 の 別	収集, 運搬
処 分 地	株式会社東海クリーン、株式会社沼田機業
営 業 の 区 域	美野里パーキングエリア
収集, 運搬及び処分の料金	① 処分費 29/kg 収集運搬費 74,000円/回 ② ③処分費(自社運搬) 10~12円/kg
営 業 許 可 期 間	令和6年4月1日 ~ 令和8年3月31日
許 可 条 件	別記のとおり

(別 記)

許可条件

- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び関係法令（条例等も含む）を遵守するほか、市長の指示に従うこと。
- ・ 美野里パーキングエリア内にて発生したごみに限る。
- ・ ごみは、株式会社東海クリーン・株式会社沼田機業へ搬入すること。
- ・ 登録車両は次とおりとする。

脱着装置付コンテナ専用車	つくば	131	く	70-00
脱着装置付コンテナ専用車	つくば	100	か	55-14
塵芥車	つくば	800	あ	17-88





様式第7号（第8条関係）

令和5年か環境指令第36号
令和5年3月28日

一般廃棄物処理業許可証

申請者 住所 守谷市本町4245番地の4
氏名 株式会社 梅木商会
代表取締役 梅木 伸治

かすみがうら市長 宮 嶋 謙



令和5年2月10日付けで申請のあった一般廃棄物処理業については、かすみがうら市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例施行規則第8条の規定により、次のとおり許可する。

許可番号	第 8 2 号
営業所の所在地	茨城県常総市大塚戸町135-1
営業所の名称	株式会社 梅木商会
取扱廃棄物の種類	一般廃棄物（事業系ごみ）
収集運搬及び処分の別	収集・運搬
営業の区域	事業系ごみ：かすみがうら市内 〔 かすみがうら市中佐谷172-101 常磐自動車道千代田上りパーキングエリア かすみがうら市中佐谷40 常磐自動車道千代田下りパーキングエリア 〕
許可期間	令和5年4月1日から令和7年3月31日まで
許可条件	裏面のとおり

※許可の状況
令和5年4月1日 許可

許 可 条 件

- 1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律、かすみがうら市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例等、関係法令及び許可申請書に付した誓約書の各事項を遵守すること。
- 2 業務遂行にあたっては、市及び関係機関と調整を図り、市の指示に従うこと。
- 3 許可業務に供する収集運搬車両は次のとおりとし、車検または事故等により当該車両以外の車両を使用する場合は、速やかに届け出ること。

車 名	車両番号	最大積載量	車両の形状
・UDトラックス	つくば800 あ 1788	2,800kg	塵芥車

- 4 取扱廃棄物の許可品目及び搬入先については下記のとおりとし、また、指定する搬入先の処理能力範囲内で収集運搬を行うこと。
(一般廃棄物)
◎事業系ごみ
・搬入先 茨城県那珂郡東海村村松3 1 3 5-3 9 1
株式会社 東海クリーン
- 5 事業計画書のとおり事業を遂行すること。

かすみがうら市中佐谷172-101 常磐自動車道千代田上りパーキングエリア
かすみがうら市中佐谷40 常磐自動車道千代田下りパーキングエリア

- 6 許可車両を表示すること。また、事業系ごみの収集運搬を行う場合には事業系ごみ専用車である旨を表示すること。
- 7 運搬車については、運搬業務中に荷台から飛散しないよう必要な措置を講じること。
- 8 事故又は紛争等が生じた時は、速やかに報告し、必要な措置を講じること。
- 9 処理業(収集運搬業)に係る一般廃棄物について、種類ごとに帳簿等を整理し、前月の実績を毎月10日までに報告すること。
- 10 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条の3に該当した場合は事業の全部又は一部の停止をすることとする。また、同法第7条の4第1項及び第2項に該当するときは、許可の取消しをすることとする。



様式第3号

下妻地方広域事務組合 指令第G2310号

許 可 証

住 所 茨城県守谷市本町4245番地の4

氏 名 株式会社梅木商会

代表取締役 梅木 伸治

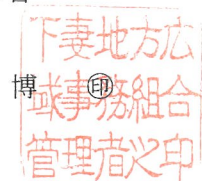
令和5年2月10日に申請のあった一般廃棄物の収集・運搬業については、
法律 廃棄物の処理及び清掃に関する
浄化槽法
第7条第2項の規定により、次のとおり許可する。

営業所の所在地及び名称	常総市大塚戸町135番地1 株式会社梅木商会
取扱廃棄物の種類	特定家庭用機器再商品化法第2条第4項に定める特定家庭用機器（一般廃棄物）に限る。
業務の内容	下妻地方広域事務組合（下妻市・八千代町・常総市のうち旧石下町の区域）以外の許可を受けた市町村から収集した特定家庭用機器一般廃棄物を下記の投入場所まで運搬する業務。
投入所の場所	下妻市下木戸365番地1 平和貨物運送(株)本社営業所（指定取引場所）
営業許可期間	令和5年 4月 1日 ～ 令和7年 3月31日まで
条 件	廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び関係法令（下妻地方広域事務組合条例等を含む。）を遵守するほか、管理者の指示に従うこと。

令和5年3月24日

下妻地方広域事務組合

管理者 菊池 博



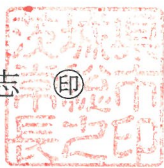
様式第 6 号(第12条関係)

一 般 廃 棄 物 処 理 業 許 可 証

第 1 4 号
令和 6 年 4 月 1 日

株式会社 梅木商会 殿

常総市長 神達 岳志 印



令和 6 年 2 月 27 日付けで申請のあった一般廃棄物処理業については，常総市
廃棄物の処理及び清掃に関する条例第14条第 2 項の規定により，次のとおり許
可する。

営 業 所 の 所 在 地	茨城県常総市大塚戸町135- 1
営 業 所 の 名 称	株式会社 梅木商会
営 業 区 域	常総市内（旧水海道市内）
業 務 の 区 分	収集・運搬
取 扱 廃 棄 物 の 種 類	事業系一般廃棄物（粗大ごみを除く）
許 可 期 間	令和 6 年 4 月 1 日 から 令和 8 年 3 月 31 日 まで
許 可 条 件	廃棄物の処理及び清掃に関する法律，及び常総市廃棄物の処理及び清掃に関する条例を遵守すること。

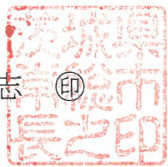
様式第 6 号 (第12条関係)

一 般 廃 棄 物 処 理 業 許 可 証

第 1 5 号
令和 6 年 4 月 1 日

株式会社 梅木商会 殿

常総市長 神達 岳志



令和 6 年 2 月 27 日 付けで申請のあった一般廃棄物処理業については、常総市
廃棄物の処理及び清掃に関する条例第14条第 2 項の規定により、次のとおり許
可する。

営 業 所 の 所 在 地	茨城県常総市大塚戸町135- 1
営 業 所 の 名 称	株式会社 梅木商会
営 業 区 域	常総市内（旧水海道市内）
業 務 の 区 分	積替・保管
取 扱 廃 棄 物 の 種 類	一般廃棄物（木，草等）
許 可 期 間	令和 6 年 4 月 1 日 から 令和 8 年 3 月 31 日 まで
許 可 条 件	廃棄物の処理及び清掃に関する法律，及び常総市廃 棄物の処理及び清掃に関する条例を遵守すること。

様式第9号（第11条関係）

許 可 証

6つくば環衛第471号

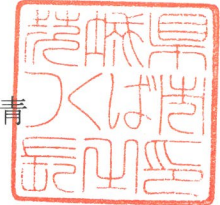
令和6年(2024年)12月24日

住 所 茨城県守谷市本町 4245 番地の4

申請者 氏 名 株式会社 梅木商会

代表取締役 梅木 伸治

つくば市長 五十嵐 立 青



令和6年(2024年)12月24日に申請のあった一般廃棄物処理業については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により、次のとおり許可する。

許 可 番 号	01007
営 業 所 の 名 称	株式会社 梅木商会
営 業 所 の 所 在 地	茨城県常総市大塚戸町 135-1
取扱廃棄物の種類	事業系一般廃棄物（ごみ）
処 理 区 分	収集運搬（積替保管を除く）
営 業 区 域	収集運搬の区域：つくば市内全域 廃棄物の処分先：株式会社東海クリーン、 勝田環境株式会社、 株式会社沼田機業
許 可 期 間	令和6年(2024年)12月24日から 令和8年(2026年)3月31日まで
許 可 条 件	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「つくば市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例」及び、その他関係法令を遵守するほか、市長の指示・指導に従うこと。
手 数 料	金7,000円（許可申請手数料）

許 可 証

住所：守谷市本町4245番地の4
氏名：株式会社 梅木商会
代表取締役 梅木 伸治

令和6年2月21日付けで申請のあった一般廃棄物収集運搬業については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第7条第1項並びにつくばみらい市廃棄物の適正処理及び再利用に関する条例(平成18年つくばみらい市条例第77号)第28条第1項の規定により、次のとおり許可する。

令和 6年 2月27日

つくばみらい市長 小田川 浩



許可する業種		一般廃棄物収集運搬業			
事業 業 の 範 囲	営業所	所在地	守谷市本町4245番地の4		
		名称	株式会社梅木商会	電話番号	0297-27-2322
		代表者氏名	梅木 伸治		
	取り扱う 廃棄物の種類	一般廃棄物			
	業務の種類	収集及び運搬			
	運搬先	常総環境センター（守谷市野木崎4605番地）			
	営業の区域	つくばみらい市内			
許可 の 期 限 又 は 条 件	許可の期限	令和6年4月1日から令和8年3月31日まで			
	許可条件	なし			



様式第 7 号(第 8 条関係)

東海村指令第 122 号

許 可 証

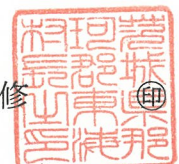
住 所 茨城県守谷市本町 4 2 4 5 番地の 4
氏 名 株式会社梅木商会
代表取締役 梅木 伸治

令和 5 年 1 月 2 0 日申請のあった一般廃棄物処理業については、東海村廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則第 8 条第 1 項の規定により、次のとおり許可する。

営業所の所在地及び名称	茨城県常総市大塚戸町 1 3 5 - 1 株式会社梅木商会
取 扱 廃 棄 物 の 種 類	事業系一般廃棄物（可燃ごみ）
収集，運搬及び処分の別	収集・運搬（詰替・保管行為を除く）
施 設 の 場 所	茨城県那珂郡東海村村松 3 1 3 5 - 3 9 1 株式会社東海クリーン
営 業 の 区 域	東海村（株式会社東海クリーン 構内）
処 理 料 金	_____
営 業 許 可 期 間	令和 5 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 3 1 日まで
条 件	* 事業計画書に記載のサービスエリア及びパーキングエリアから発生する事業系一般廃棄物（可燃ごみ）の収集・運搬に限る。 * 許可車両に社名又は店名を表示すること。 * 東海村の指示に従うこと。 * 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「東海村廃棄物及び清掃に関する条例」及び「道路交通法」を厳守すること。

令和 5 年 2 月 3 日

東海村長 山 田 修



許 可 証

住所 茨城県守谷市本町 4 2 4 5 番地の 4

氏名 株式会社 梅木商会 代表取締役 梅木 伸治

令和 6 年 8 月 1 9 日付けで申請のあった一般廃棄物処理業については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 7 条第 1 項の規定により許可する。

営 業 所 の 所 在 地	茨城県常総市大塚戸町 1 3 5 番地 1
業 務 内 容	収集運搬
取 扱 廃 棄 物 の 種 類	一般廃棄物 ごみ（草・木等）
営 業 区 域	行方市全域
営 業 許 可 期 間	令和 5 年 4 月 1 日から 令和 7 年 3 月 3 1 日まで
許 可 条 件	廃棄物の処理及び清掃に関する法律等関係法令を遵守すること。 有限会社ワークスに搬入すること。 運搬車両6台 つくば100か2035 つくば100か7655 つくば131く7000 つくば100あ5891 つくば130あ1134 つくば131こ70

備考

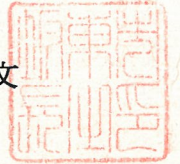
令和 6 年 9 月 2 日

行方市長 鈴 木 周 也



株式会社 梅木商会
代表取締役 梅木 伸治 様

坂東市長 木村 敏文



一般廃棄物処理業許可証

令和6年3月7日付けで申請のあった一般廃棄物処理業については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により次のとおり許可する。

取扱廃棄物の種類	一般廃棄物 (可燃物、資源物、不燃物、粗大ごみ)
業 務 の 種 類	収集・運搬
中間処分の場所	さしまクリーンセンター寺久 坂東市寺久1353番地1
営 業 区 域	坂東市全域
許可期間 令和6年4月1日から令和8年3月31日まで	
許可条件 1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び坂東市廃棄物の処理及び清掃に関する条例等関係法令等を遵守すること。 2 使用する許可車両については、車両に坂東市許可である表示を行うこと。 3 運搬にあたっては、廃棄物の飛散落下及び流出を防止し、地域住民に不快感を与えないよう注意すること。 4 当該業に係る他市町村の許可を有している場合、他市町村の廃棄物と混載してはならない。 5 許可証を他人に譲渡し、又は貸与してはならない。 6 許可期間が満了したとき又は不用になったときは、直ちに許可証を返還すること。 7 法令、条例、規則、上記事項その他市長の指示に違反したときは、許可を取り消すことがある。	
許可車両 土浦800あ1013	



様式第 2 1 号(第 2 6 条関係)

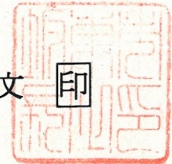
坂市生発第 8 6 号

令和 6 年 5 月 3 1 日

株式会社 梅木商会

代表取締役 梅木 伸治 様

坂東市長 木村 敏文 印



受 理 書

坂東市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則第 2 6 条の規定により次のとおり受理します。

届 出 の 根 拠	坂東市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第 2 0 条の規定による	
届 出 の 内 容	坂東市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第 1 5 条第 2 項第 6 号に掲げる事項の変更	
	1 変更事項 車両の追加	
	2 変更の概要	
	旧 (0 台減車)	新 (2 台増車)
		つくば 1 0 0 あ 6 5 8 1 土浦 8 0 0 あ 3 7 8 2

様式第17号（第20条関係）

ひたちなか市指令第2875号

許 可 証

住 所 守谷市
本町4245番地の4
氏 名 株式会社 梅木商会
代表取締役 梅木 伸治

令和5年3月8日に申請のあった「一般廃棄物処理業」については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により、次のとおり許可する。

営業所の所在地 及び名称	常総市大塚戸町135番地1 株式会社 梅木商会
取扱廃棄物の 種類	一般廃棄物（木、草、根）
収集・運搬及び 処分の別	収集・運搬（保管行為を除く）
処 分 の 場 所	ひたちなか市高野1967番地の2 勝田環境 株式会社
営 業 の 区 域	常総市
処 分 料 金	
営業許可期間	令和5年3月15日から令和7年3月14日まで
条 件	廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び関係法令（市条例等を含む。）を遵守するほか、市長の指示に従うこと。

令和5年4月13日

ひたちなか市長 大 谷



一 般 廃 棄 物 収 集 運 搬 業 許 可 証

株式会社 梅木商会
代表取締役 梅木 伸治 様

守谷市長 松丸 修久



令和6年2月20日付けで申請のあった一般廃棄物収集運搬業については、
守谷市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例第37条第6項の規定に
より次のとおり許可する。

業 務 の 区 分	収 集 ・ 運 搬	
許 可 の 期 間	令和6年4月1日 から 令和8年3月31日 まで	
取扱一般廃棄物の種類	可燃ごみ、不燃ごみ、空きビン、資源物、草・木等、 特定家庭用機器再商品化法対象物	
営 業 の 区 域	守谷市全域	
搬 入 先	常総環境センター 特定家庭用機器再商品化法対象物引取り場所(下妻市下木戸365-1) 株式会社 東海クリーン 有限会社 ワークス 株式会社 勝田環境 株式会社 沼田機業	
使 用 許 可 車 両	土浦800あ3782 つくば131く7000 つくば800あ1788 つくば430う・・・1 つくば100か2035 つくば831あ・・・10 つくば100あ5891 つくば130あ1134 つくば100か5514	
【許可の条件】		
1. この許可証を他人に貸与し又は譲渡してはならない。 2. この許可証は許可期限が切れたとき又は不用になったときは、直ちに返却しなければならない。 3. 法令・条例・規則及び上記事項に違反し又は市長の指示に従わないときは、この許可を取り消すことがある。		